

[公益4] 大学連携、産学連携による教育支援等の振興及び推進

4-1 電子著作物相互利用の推進

<事業計画>

大学又は教員が作成した教育コンテンツの相互利用をインターネット上で仲介し、教材の豊富化による授業環境の改善とコンテンツ提供による教育業績への反映など提供者・利用者双方に有益であることの呼びかけを一層積極化する。また、eラーニングコンテンツの利用環境の改善を推進するため、著作権法の一部改正要望の実現に向けて文化庁との折衝を進展させる。

<事業の実施結果>

「電子著作物相互利用事業委員会」を継続設置して対応した。以下に、委員会の活動状況について報告する。

電子著作物相互利用事業委員会

平成26年7月22日に4名が出席し、1回開催した。本協会は、平成15年から文化庁の著作権管理委託事業者として有料利用のコンテンツの権利処理の仲介に取り組んでいたが、26年4月10日の文化庁著作権課による立入検査において、文化庁から無料の利用がほとんどで管理委託事業に該当しないことが指摘された。そこで、委員会において管理委託事業者としての必要性を検討した結果、文化庁の管理事業者でなくても本協会の相互利用事業に何ら支障がなく、むしろ26年度末をもって廃業することで27年度から自由度が広げられることから、電子著作物相互利用システムによる普及を強化できると判断し、平成27年2月14日の第33回理事会に著作権管理委託事業者の廃業を提案し、平成27年度から廃業することを決議した。その後、廃業に向けて文化庁への届け出、相互利用システムの一部画面修正など準備を行った。

また、著作権法の一部改正要望の実現に向け文化庁との折衝を進展させるため、関係者に教育利用におけるコンテンツ利用上の著作権問題について加盟校の関係教員にアンケートを実施し、その結果を文化庁著作権課に提出した。以上の他、相互利用事業の参加を拡大するため、大学長宛に事業の重要性を理解いただくための参加呼びかけの協力依頼を行った。以下に、アンケートの結果及び電子著作物相互利用事業の概要を報告する。

(1) コンテンツの教育利用に関するアンケートの実施

eラーニングに伴うコンテンツ利用許諾の緩和を目指す著作権法の一部改正について、平成25年12月に文化庁に要望書を提出した。その際、著作権の規制緩和の対象としているコンテンツのイメージ、教育利用で支障となっている実状を著作権分科会に理解いただくための情報収集が課題としてあげられていたことから、26年度に対応すべく教員への情報提供依頼を予定していた。他方、平成27年2月19日に文化庁著作権課が本協会事務局に来局され、文化庁でもコンテンツ利用の実態調査を実施しているが、著作権処理に支障をきたしている教育利用の具体的な事例について情報提供の協力依頼があった。そこで、2月24日に本協会の学系別教育FD/ICT活用研究委員会とサイバー・キャンパス・コンソーシアム運営委員会の委員223名にeラーニング等の事前・事後学修で利用を希望するコンテンツの内容、利用に伴う許諾手続き等で困った事例についてメールでアンケートを実施したところ、24分野、43名から70件の事例が提供された。

主な事例としては、利用を希望するコンテンツとしては、「授業の理解促進のため概念図や動画など視覚化されたもの」、「社会の変化に対応した最新の市場データや統計データ」など。また、許諾手続きで困った点としては、「コンテンツが多いため許諾手続きの手間と時間がとれず利用をあきらめた」、「著作権者の連絡先がわからないため利用をあきらめた」などであった。以上の結果を文化庁著作権課に報告した。アンケート結果の詳細は、事業報告の附属明細書【2-6】を参照されたい。

(2) 電子著作物相互利用事業

- ① 相互利用事業の本年度のコンテンツ登録状況は、「ICT利用による教育改善研究発表会」や「教育改革ICT戦略大会」の発表者のうち、76大学、8短期大学から127件のレジュメの登録があり2,907件となっている。なお、一般からの登録は今年度はなかった。
- ② 事業への参加を拡大するため、教員が次年度のシラバス作成をはじめる時期を見計らって10月2日に加盟大学の大学長宛に文書を郵送した。大学長には、約10年前より相互利用の仲介を全国の大学に無料で実施してきたが、大学関係部門への周知が行き届かず教員に事業が広報されず利用活用されていないことの経緯と本事業の活用を通じて事前・事後学修の教材作り、アクティブラーニングの学修方法の事例紹介なども含めた授業改善に役立てていただくよう大学として組織的に参加を呼びかけていただくよう協力方の依頼を行った。

コンテンツの登録・利用

